

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第109号

掲載内容

巻頭エッセイ フォスタリングチェンジについて * p.1
改正児童福祉法の目指すもの * p.2 ~
新たな一歩を踏み出す「子ども家庭福祉」 * p.4 ~
里親支援機関を訪ねて
一般社団法人「こどもみらい横浜」 * p.6 ~
社会的養護で育った子ども 塩尻 真由美さん * p.8 ~

私の養育体験 藤井 康弘さん、珠美さん * p.10 ~
里親制度の運用 ここがフシギ③ * p.12 ~
ホットピックス * p.14 ~
おすすめの本「おおきな木」 * p.16
「子どものいない夫婦のための養子縁組ガイド
制度の仕組みから真実告知まで」

巻頭
エッセイ

フォスタリングチェンジについて

長野大学准教授 ^{かみかど かずひろ}
上鹿渡 和宏

我が国で家庭養護が推進される中、里親養育は子どものニーズに合わせて変化、進化することが求められています。里親が子どもの必要とする「一緒に居続ける大人」としてあるためには、ソーシャルワーカーや教育、医療、心理の専門家等の連携による里親と子どもを支えるシステムが必要です。里親養育の質を高め、維持するために今求められているのは個に任された里親養育ではなく、様々な支援の下での組織的な里親養育です。各地で新たな里親支援システムを作る先駆的な取り組みもみられるようになりました。

一方、そのような支援だけでは補いきれない日々の生活の中で生じる子どもへの対応については、里親自身が子どもの問題行動に目を奪われるのではなく、子どもの真のニーズを見極められるようになる必要があります。里親の日常の様々な対応は、子どもからすれば里親との良好な関係を築く過程でもあります。ケア提供者として里親が子どもと関わるための研修が様々なタイミングで用意されていますが、里親にとって充実した研修であるだけでなく、子どもにより良い成果をもたらす研修でなければなりません。

フォスタリングチェンジ・プログラムは1999年に英国のモーズレイ病院の専門家チームによって開発されました。アタッチメント理論、社会的学習理論、認知行動理論等に基づき、ペアレント・トレーニングの考えも取り入れ、里親と子ども双方での成果が確認され

たプログラムです。2人のファシリテーターによる週1回3時間、里親グループ（7～10人）でのセッションを12回実施します。里親自身が様々な問題行動を通して表出される子どものニーズに気づき、考え、対応できるようにすることを目指して多くのスキルを学び実践を続けます。子どもにとっては日常生活における適切な行動を学ぶことが、自身の人生を変えていくことにもつながります。

今年3月にファシリテーター養成コースが福岡市で実施され、現在里親を対象とするプログラムが実践されています。里親養育の質のさらなる向上のためには、里親支援の具体的方法を考え実践していく必要がありますが、このプログラムは様々な示唆を与えてくれるものの一つとなるのではないかと期待しています。さらに、ファシリテーターとなるための学びやセッション実施のための準備は里親支援担当者の専門性を高める上でも非常に効果があります。このプログラムで里親がすべての問題を解決できるわけではありませんが、まずはどのような方法があるかを知り、それを実践し結果を評価することでそれぞれの子どもにとっての最善を提供できる里親養育となるのではないかと考えています。

注：里親向けガイドとして『子どもの問題行動への理解と対応 里親のためのフォスタリングチェンジ・ハンドブック』を福村出版から翻訳出版しています。また、ファシリテーター用テキストも同出版社より数か月以内に翻訳出版の予定です。次回ファシリテーター養成コースは日本財団主催で2017年2月に東京で実施予定です。

改正児童福祉法の目指すもの

塩崎恭久厚生労働大臣



児童福祉法が大きく改正されました。尽力をいただいた塩崎恭久厚生労働大臣にメッセージをいただきました。

(木ノ内博道)

1 はじめに

日頃より、里親の皆さま方におかれましては、様々な状況で家庭での生活が困難になった子どもたちに対し、温かい家庭環境を提供し、深い愛情をもって多くの子どもたちを支えていただいておりますことを、心より感謝申し上げます。今回は、本年6月に公布されました、改正児童福祉法について、ご紹介させていただきます。

2 成立までの経緯について

児童虐待については、子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。最も愛されるべき親から虐待を受けることは悲しむべきことであり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守らねばなりません。子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題となっています。

このため、厚生労働省では、社会保障審議会児童部会の下に、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」を設置し、法改正を見据えた包括的な検討を進めてきました。

そして、本年3月にこの専門委員会において取りまとめられた報告（提言）を踏まえ、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、今回の児童福祉法等の改正を行いました。

3 主な改正点について

今回の法改正は、4つの柱があります。①児童福祉法の理念の明確化等、②児童虐待の発生予防、③児童虐待

発生時の迅速、的確な対応、④虐待を受けた子どもへの自立支援の強化を図ることを目的としたものであり、その主な内容は以下のとおりです。

(1) 児童福祉法の理念の明確化

改正児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神に則り、「全ての子どもには、適切な養育を受け、健全に育つ権利があり、その自立が保障されるべき」という理念を法律に明確に位置付けるとともに、全ての国民は、子どもの年齢、発達に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならない旨を新たに規定するなど、初めて子どもを権利の主体として位置付けた画期的なものとなっています。

また、国や地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、まずは養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先し、それが適当でない場合には、児童養護施設等における小規模なケア単位での養育といった「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることとしています。

さらに、国及び地方公共団体の役割、責務として、

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講ずることを明確に規定しました。

これにより、国はこれまで以上に責任をもって児童虐待防止に取り組むとともに、国、都道府県、市町村が、それぞれの新たな責任と役割を果たし、まずは児童虐待を防止し、そして支援体制を整備することによって子どもたちが健やかに育つことができるようにしたいと思っています。

(2) 児童虐待発生時の迅速、的確な対応

これまで児童相談所では、一時保護や保護者指導、措置等の児童虐待対応を行ってきましたが、虐待件数

が増加の一途をたどる状況から、手一杯となり、燃え尽き症候群のようになっています。

今後は児童相談所だけでなく、最も子どもたちに身近な市町村にもその一端を担っていただき、そして国、都道府県、市町村が一体となって子どもたちを守るよう、育めるようにしていく必要があります。

このため、子どもの安全を確保するための初期対応等が迅速、的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図っています。

①市町村の体制強化

市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとしています。この拠点の整備については、物理的に新たな施設を設置するだけでなく、既存の機関や施設も活用しつつ、拠点としての機能を備えることも想定しています。

また、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、これまで児童福祉司の資格を有する方や保健師といった専門職の配置は努力義務とされていましたが、今回の法改正により、国が定める基準に適合する研修を受けた専門職を必ず配置することとし、市町村の要保護児童対策地域協議会の機能を強化することとしています。

②児童相談所の体制、権限強化

これまで特別区は児童相談所を設置することができませんでしたが、今回の法改正によって設置を可能とし、政府は、法律の施行後5年を目途として、現行でも設置が可能とされている中核市なども含め、特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずることとしています。

また、児童相談所の体制を強化するため、児童相談所を設置する自治体は、①児童心理司、②医師又は保健師、③国の基準に適合する研修を修了したスーパーバイザーを配置するとともに、児童相談所における法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士を配置することとしています。

なお、改正児童福祉法附則において、政府は、法施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、また、法施行後2年以内に、児童相談所の業務のあり方、要保護児童の通告のあり方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとして

います。

これを踏まえ、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会」を開催し、7月から議論を開始し、本年の秋を目途に一定の取りまとめを得たいと考えています。また、「社会的養護の課題と将来像」の全面的な見直し等について「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」、児童相談所等の専門性強化について「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」、市区町村が行う子ども家庭支援について「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催して検討を行うなど、子どもの未来を社会全体で守っていくためのグランドデザインを描くということに正面から取り組んでいきたいと考えています。

(3) 虐待を受けた子どもへの自立支援

虐待を受けた子どもについて、親子関係再構築支援を強化するとともに、養子縁組や里親等への委託を推進するため、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援を位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化することとしています。

また、自立援助ホームについて、これまで20歳に到達した時点で退所することとされていましたが、今回の児童福祉法改正により、大学等就学中の方については、22歳の年度末まで継続して利用することができることとしています。

これに併せて、施設入所等の措置を受けていた方について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討することとしています。

これらの改正を踏まえて、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけていきたいと考えています。

4 おわりに

今回の法改正では、社会的養護が必要な子どもについて、養子縁組や里親、ファミリーホームといった家庭養護を推進していく方向性を明確に位置付けました。

里親の皆さま方には、「全ての子どもには、適切な養育を受け、健全に育つ権利があり、その自立が保障されるべき」との考え方のもと、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を社会全体で守るべくこれまで以上にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

新たな一歩を踏み出す 「子ども家庭福祉」

かしわめれいほう

柏女霊峰淑徳大学

総合福祉学部教授 に聞く



5月27日、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が参議院本会議において全会一致で可決、成立しました。今回の改正では、虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策が強化され、親元で暮らせない子どもたちについては、養子縁組、里親、ファミリーホームを優先する方針が打ち出されました。これによって、社会的養護の分野にはどのような変化がもたらされるのでしょうか？「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方」をライフワークとする柏女霊峰教授に教えていただきました。

(インタビュー・構成 村田和木/ライター)

法改正 5つのポイント

今回は、児童福祉法だけでなく、児童虐待防止法や母子保健法も改正されました。これら一連の改正には5つのポイントがあると、私は考えています。

1 「子どもの権利条約」にのっとり、児童福祉法の理念を現代風に明確化した

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を保障するための国際条約です。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

「子どもの権利条約」では、子どもを「権利の主体」と位置づけ、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」のほか、意見表明権や思想の自由など、幅広い権利を認めています。

今回の改正では、第1条に「～の権利を有する」という表現が入りました。その条文は、子どもの権利条約の「精神にのっとり」と表現して子どもの意見表明権なども包含させていますが、「～される」という記述が示すとおり、受動態の記述にとどまっている点が残念です。

2 「家庭養護優先の原則」を掲げた

2011（平成23）年7月、日本の社会的養護の方向性を決める「社会的養護の課題と将来像」が策定されました。これは、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」と「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」の議論をまとめたものです。私はその2つの委員

会で委員長を務めました。

そこで掲げた「里親委託優先の原則」、つまり「家庭養護優先の原則」は、これまで局長通知で規定されていましたが、今回の改正で法定化されたことは画期的です。また、養子縁組里親に対する研修を義務化し、里親支援を包括的に規定して民間に委託できることとするなど、養子縁組、里親振興に関する規定も置かれました。

今後、児童相談所は、保護した子どもの委託先、つまり生活の場所を考えると、まず「家庭」を優先しなければなりません。

その子にとって、養子縁組や里親、ファミリーホームが適当でない場合に限り、「なぜ適当ではないのか」の理由を具体的に挙げたうえで、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホームなど）」を検討することになります。

「家庭」や「家庭に近い環境」の検証は必要ですが、委託先の順番分けをしたことは、とても重要です。まずは家庭養護でやる。一部、適当でないケースは、「適当でない」理由を挙証したうえで、施設に措置する。そして、里親たちが家庭で行う養育を施設が支援する。これらの条文をどうやって現実にしていくかが、今後の課題です。

3 切れ目のない支援を目指す

児童福祉法において「児童」とは、満18歳に満たない者をいいます。子ども期の始期である胎児期（母親の妊娠期）と18～20歳（終期）については、政策のエアークケット（空白）になっていました。

今回、母子保健法に児童虐待防止機能が付け加えられ、妊娠期から切れ目のない支援を行う「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）」の設置が市町村に位置づけられました。また、自立援助ホームにおいて、「20歳未満」だった入所条件が、大学等就学中の者を対象に「22歳の年度末」まで拡大されました。18歳を過ぎてからの施設・里親委託も、一部可能となりました。制度の切れ目が一部埋められたと言えるでしょう。子ども期から大人期へのソフトランディング（軟着陸）には、切れ目のない支援が重要です。

4 児童虐待防止対策の更なる充実を図る

——児童虐待のおそれについて、民間から情報提供ができるようにしたことなど

これまで、虐待を受けている子どもの特定や安全確認をする際、個人情報保護を理由に、民間の医療機関などから情報提供を拒まれるケースがありました。

今回の改正では「支援を必要とする妊婦や児童・保護

者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする」「児童の医療、福祉、教育に従事する者は、市町村等からの資料の提供依頼に対して資料を提供できる」といった規定が設けられました。本来は「義務」とすべきですが、今後、情報の共有が進み、得られた情報が、要保護児童対策地域協議会（要対協）で活用されるようにすべきです。

また、臨床・捜索手続きの簡素化や虐待に対応する機関・施設の専門性の、より一層の向上が図られることも望ましいことと思います。

5 今後の検討課題を附則に盛り込んだこと

今回の法改正では間に合わなかった検討事項を、法律の附則に盛り込んだことも大きな意義があります。たとえば、司法関与のあり方、特別養子縁組の活性化、児童相談所のあり方検討、市町村支援のあり方、人材の育成方策の検討などが盛り込まれ、7月から検討が開始されています。

残された課題

今回の改正児童福祉法の限界は、子ども家庭福祉の“基礎構造”に手を付けていないという点です。

たとえば、高齢者福祉、障害者福祉の実施主体は市町村で、都道府県は後方支援であるため、介護が必要となった高齢者も、障害のある人も、住み慣れた地域で安心して暮らせるための「地域包括支援体制（地域包括ケア）」が定着しつつあります。一方、子ども家庭福祉では、いまだに都道府県と市町村に二元化され、職権保護を色濃く残す体制が続いています。

地域包括ケアの実施主体は、市町村です。子ども家庭福祉においても、市町村が一元的に対応するシステムにし、児童相談所が後方支援を担う仕組みを検討すべきでしょう。市町村が第一義的に役割を担う仕組みにしなければ、都道府県の機関である児童相談所の機能をいくら強化

しても、職員の疲弊は続くでしょう。また、「地域包括ケア」も進まず、里親をはじめとする社会的養護の地域理解も進んでいかないでしょう。

里親委託と里親支援はセットで行う

家庭で暮らせる子どもたちを増やすには、「家庭養護をどう支援するか」が重要になります。今回、一貫した里親支援が都道府県（児童相談所）の業務として位置づけられ、その業務をNPO法人などの民間団体に委託することが可能になりました。

里親委託優先の原則を進めていくためには、里親に対する支援体制が重要かつ必須です。委託して何も支援しないなど、ありえません。たとえば、委託される子どもの関係者を集めて行う「里親応援ミーティング」「個別ケース会議」などは、地域包括ケアにつながっていくでしょう。

里親は、市町村の子育て支援サービス、たとえばファミリー・サポート・センター、つどいの広場、地域子育て支援センターなどを利用することができます。里親は子どものキーパーソンですが、すべてを抱え込むことはありません。サービスを上手に使い、楽しく子育てをすることが大事です。また、里親支援機関は、そういう地域の情報も知っていなければいけません。

里親支援機関には、いろいろなタイプがあつていいと思います。地域里親会の支部があつてもいいし、臨床心理士会が担うのもよいでしょう。いろいろできることで里親支援機関が活性化しますし、里親と里親支援機関と一緒に歩いていくことでお互いが鍛えられます。地域とのつながりはとくに重要です。里親の皆さんがどんどん地域の中に入っていき、子育てネットワークの一翼を担ってほしいと願っています。

【参考】児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）
 雇児発0603第1号 平成28年6月3日

●児童福祉法 第1～3条 新旧対照表

改正前	改正後
第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。 ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。	第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。	第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1節 国及び地方公共団体の責務 第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

本当の支援を目指して

1958（昭和33）年に発足した「横浜市愛児会」は2年半前、一般社団法人「こどもみらい横浜」へと新しい一歩を踏み出しました。法人となっからは、全会員の傾聴研修受講を目指す、会専属の臨床心理士を登用する、里親会として「中長期ビジョン」を策定するなど、先駆的な取り組みを次々と行っています。

代表理事で里親会会長の新井淳子さん、臨床心理士の福島里美さん、横浜市子ども青少年局子ども家庭課の岡聰志さん（担当係長）と鱒本麻紀さん（養護支援係）にお話を伺いました。
（村田和木／ライター）



▲ 普及・啓発のパンフレット「この子を育てる」

❖2013年に一気に動いた

法人化のきっかけは、何十年もの間、愛児会の事務局を置いていた横浜市社会福祉協議会から事務局の独立を求められたことです。理由は、横浜市社協の業務整理と、各団体の独立性と自主的運営を進める方針によるものでした。2012（平成24）年4月、事務局は愛児会に戻されます。

「会員とともに今後の体制を模索していたとき、横浜市の助言もあり、思い切って法人化することにしました」（里親会会長の新井淳子さん）

子ども家庭課担当係長の岡聰志さんによると、助言には次のような理由がありました。

「愛児会は、長年、行政と協調しながらやってきた団体です。しっかりとした活動を行っていたので、民間の里親支援機関を考えたとき、愛児会になってもらうのがよいと考えました。法人格を持てば、行政から業務委託ができますから」（岡さん）

事態が一気に動いたのは、関東甲信越静里親研究協議会（関東ブロック里親大会）が横浜市で開催された2013（平成25）年です。大会準備は愛児会が引き受けることになり、「可能な限り、里親自身の手で取り組むこと」を基本方針とするなか、法人化への環境が整っていきました。

「大会事務局の部屋が必要になったため、外部理事である旭児童ホーム施設長の伊達直利さんに相談したところ、2012年にできた新しい児童養護施設、川和児童ホームの中に部屋を借りることができたのです。その部屋はいま、こどもみらい横浜の事務局になっています」（新井さん）

2013年12月3日、一般社団法人「こどもみらい横浜」が誕生。翌年4月には横浜市の里親支援機関に指定されました。「こどもみらい横浜」は、次の5つの理念を掲げています。

- 1 育ての親及び子どものこころのよりどころとなり、居場所とする。

- 2 こどもの健やかな成長と自立の支えとなる会とする。
- 3 育ての親及び子どもが相談でき、交流できる会とする。
- 4 特別養子縁組・養育里親・親族里親・ファミリーホーム等を区別することなく支え合う会とする。
- 5 里親支援機関として、当事者団体の利点を活かした支援を行う会とする。

❖育ての親としての専門性を高める

「こどもみらい横浜」では、「支え合い事業」「交流事業」「広報事業」「普及／啓発事業」を行っています。市からの委託事業は「支え合い事業」と「普及／啓発事業」で、なかでも「支え合い事業」の内容は特筆に値します。

「支え合い事業」（傾聴・共育・研修事業）

養育スキルの向上を目的に、「傾聴研修」「こどもみらいサロン」「課題別研修」「研究事業」を行っています。

1 傾聴研修

里親支援機関になってすぐに始めたのが、傾聴研修です。

「市のほうは、里親メンター（助言者）事業をやりたいだったので。でも、会員の皆さんが乗り気ではなく、里親支援イコール家庭訪問という方向性も疑問でした。みんなでメンターに変わるもの考えた結果、傾聴にたどり着きました」（新井さん）

「傾聴」とは、受容的・共感的な態度で相手の話に真剣に耳を傾けることで、カウンセリングやコーチングでも使われる技法です。

傾聴研修は希望者が対象ですが、会としては全員受講を目指しています。あるときは聞き役に、あるときは自分の話を聞いてもらうことで、質の高い支え合いをしていくのが目標です。

専門講師による3回の基礎コースを修了した人には「こどもみらい横浜」から証明書が渡され、「傾聴さん」として認定されます。2014年度は10人、2015年度は14人が認定されました。基礎コースを終えた人は、温

かな聴き手を目指すためのフォローアップコース（2回）に進めます。

2 こどもみらいサロン

「地区別サロン」「合同サロン」「パパ・ママサロン」を運営しています。地区別サロンは、各地区の特色を活かしたおしゃべり会で、市内に4つある児童相談所で開いています。実施回数は地区によって異なり、年9～12回。年1度は「4カ所合同サロン」を開き、市内全域を対象にした「パパ・ママサロン」は年2回程度開いています。

「養育に行き詰まったときは、サロンに来て交流するとスッキリします。どのサロンも自由参加ですので、自然に仲間が増えていきますよ」（新井さん）

サロンには「傾聴さん」だけでなく、会専属の臨床心理士である福島里美さんも参加します。

新井さんは「虐待対応に追われる児童相談所は、里親の悩みにすぐに対応できません」と話します。

「子どもの心理相談も数カ月待ち。里親が相談したいのは“いま”なんです。里親支援に欠かせないのは専門的なフォローで、臨床心理士の登用は当事者が真に求める支援を具現化したものです。そして、すごい効果がありました」（新井さん）

福島さんはサロンで参加者からの質問に答えるほか、専門的な助言もします。でも、「みんなで心理職の話や話を聞くといい会にはしたくない」と言います。

「1人ひとりの経験には意味があって、話している本人に自覚がなくても、他の人へのアドバイスになっていることがよくあります。サロンでは、お互いの体験や考え方を尊重し、何でも話せるような雰囲気づくりを大切にしています」（福島さん）

昨年度、福島さんが地区別サロンに参加した時間数は122時間。初年度に比べるといろいろな変化が見えてきました。とくに、傾聴研修や会の活動を通して、会員の「育ての親としての専門性」が高まっていることを実感しているそうです。

福島さんは個別の相談も受けています。1対1の場合には1時間、夫婦による相談は1時間半から2時間。相談場所は、相手の自宅やファミリーレストランなど。相談件数は月2～3件です。

「相談の内容は、子どもへの告知や発達に関することが多いですね。家族関係について相談される方もいます。個別相談は指導ではなく、『納得のいく選択を一緒に考えましょう』というスタンスです」

3 課題別研修

研修は、育ての親が子どもを養育するにあたって、知っておきたい知識やスキルを学ぶことを目的としています。昨年度は、未委託里親だけの研修、子ど

もの年代別・課題別の研修など、対象とテーマを絞った研修会を13回実施し、会員から大好評でした。市の評価も高く、こども家庭課担当係長の岡さんは「そのとどきに必要テーマを掲げて、きちっとやっているの、安心してお願いできます」と話していました。

◆法人化で行政と対等に

里親支援機関に指定されてから、こども家庭課、「こどもみらい横浜（里親）」の役員、4つの児童相談所が集まって、年3回、「こさじ会」という名の三者会談を行っています。新井さんは法人化後、行政の里親会を見る目が変わったと感じています。

「任意団体だったときは、いくら主張をしても何も変わりませんでした。法人化後は、同じことを言っても受け入れられるのです」（新井さん）

養護支援係の堀本さんは「里親会が法人化したことで、行政にとっては“契約相手”という立場になりました」と話します。

今後の課題は、里親の数を増やし、里親等委託率を上げることです。

実は、横浜市の里親等委託率は最新のデータでも13.5%と、全国平均の16.5%（2014年度末）に届きません。一番の理由は、約373万人という人口に対し、里親登録数が145世帯（会員数105世帯）で、少ないからだと言われています。

「こどもみらい横浜」では、当事者団体としての将来像を探るため、プロジェクトチームをつくって議論し、「中長期的ビジョン」を策定しました。そして、「2030年において、乳児の里親委託率100%を目指し、国が進める里親等委託率30%の家庭養護推進に寄与する」を掲げました。また、横浜市が一般公募した養育里親の愛称の選定に協力し、「よこはまポートファミリー」に決定しました。「ポート」は港という意味です。

「里親はこれまでひっそりと活動していましたが、里親だけでごちんまりと固まっていたら、家庭養護は進みません。今後は、行政や施設と連携しながら、里親の“見える”化を進めていきたいです」（新井さん）

問い合わせ先

一般社団法人「こどもみらい横浜」

ホームページ：<http://kodomo-mirai-yokohama.org>

電話&FAX：045-933-2230

Eメール：office@kodomo-mirai-yokohama.org

住所：〒224-0057 横浜市都筑区川和町967

（川和児童ホーム内）

※スタッフが常駐しているのは、月・水・金の10～16時。祝日はお休みです。

親じゃない人たちが支えてくれた

しおじり ま ゆ み

塩尻真由美さん（社会的養護当事者団体「だいじ家」代表）

この夏、35歳になった塩尻真由美さんは、3歳のとき、栃木県宇都宮市にあった児童養護施設に入り、18歳までそこで育ちました。そこは大舎制で、当時は定員150名という大規模施設だったそうです。現在は、社会的養護の当事者団体「だいじ家」の代表として、また、ファミリーホーム「はなの家」のスタッフとして活動している真由美さんに、施設での暮らしと卒園後について伺いました。

なお、塩尻さんがいた施設は経営難のため運営者が変わり、名前も変わりました。4年前には園舎が全面改築され、ユニット制の施設（定員40名）として再出発しています。（村田和木／ライター）



▲塩尻真由美さん

大舎制での暮らし

私は4人きょうだいで、姉と私は児童養護施設に、弟と妹は乳児院に入った後でそこに来ました。きょうだい全員が同じ施設に行くのは珍しいみたいですね。

私が入った頃は幼児が50～60人いて、園内に保育園がありました。いまは自立援助ホーム「星の家」を運営している星俊彦先生が、当時は幼児さんの担当で、近くの公園に連れていってくれたり、お遊戯を教えてくださいました。

食事は、1階の大きな食堂に行って食べます。おかずは1人分ずつ皿に盛り付けられ、すでに冷めていました。お代わりはできないし、残すと、職員に「人さまに作ってもらったものを残すんじゃない!」と怒鳴られます。私はおしゃべりをして食べ終わるのが遅かったので、よく叱られていました。「マイ箸・マイ茶碗」制度ができたのは、かなりたってからです。

嫌だったのは、洋服を買いに行くとき。施設が契約している店でしか買えないんです。しかも、支払いは施設を運営する社会福祉法人がまとめてするので、レジでお金を払いません。他のお客さんの目が気になって、服を買いに行くのはストレスでしたね。

子どもたちはみな同じ小学校に通い、学校でも地域でも、「園の子」としてひとくくりにされていました。地域のお母さんたちは自分の子どもを叱るとき、「そんなことをするなら、〇〇園に入れちゃうよ」と言うんです。同級生から「真由美ちゃんは、何をして入れられたの?」と聞かれたことがありました。

印象に残っているのは、突然の豪雨がかった日、迎

えが遅いというだけで、親を怒鳴りつけた同級生がいたことです。衝撃を受けると同時に、「あんなにひどいことを言っても怒られないんだ」と、うらやましく思いました。施設の子にはお迎えが来ないので、すぶ濡れになって帰るしかありません。

施設で驚いたのは、個人の持ち物を誰かが勝手に使ってしまうこと。たとえば雨の朝、学校に行くときに傘や長靴がないんです。困りますよね。なのに、職員は取られた子どものほうを怒る。小学3年生のとき、靴がなくなったので長靴で登校し、体育の時間は裸足で受けたことがありました。

施設では子どもも大人も闘っている

施設は子どもの集団なので、ボスがいます。私も小学1年から中学1年までの7年間、5歳上の女の子の支配下にありました。他の子と喧嘩をさせられたり、職員と話すだけで告げ口していると思われ、「口をきくんじゃねえぞ」と脅されました。職員に甘えようものなら、陰でボコボコにされます。みんなの前で褒められたりすると、あとでフルボッコ（一方的に打ちのめされること）にされるので、「余計なことはしないで」と思っていました。

その頃の私は殴られても泣かなかったです。泣いたら、「甘えてんじゃねえ!」とののしられ、倍やられますから。でも、あんまり痛い涙が勝手に出てきてしまうんですよ。

中学生のときは吹奏楽部に入っていて、全国大会に出場できました。出場が決まったとき、仲間は大泣きしたけれど、私は泣けませんでした。「自分は感情が乏しいんだなあ」と思って、泣ける子がうらやましかった。私を含

め、施設の子はクールというか、泣かないイメージですね。だけど、ここ数年、私、泣き虫になったんですよ。自分でも戸惑っています。

その施設では、毎年3月31日に部屋替えがあり、担当の女性職員が変わりました。私は15年間で、11人が担当になりました。

部屋替えは担当職員とのお別れを意味するので、子どもにとって一大イベントです。でも、お別れの儀式を行うわけでもなく、慌ただしく部屋を移らなければなりません。毎年のようにお別れがあるから、子どもたちはだんだん職員に想いを寄せなくなります。親しみを持てば持つほど、裏切られるから。

それでいて、子どもは職員の世界にならないと生活できません。だから、我慢をしているんです。職員間の申し送りに漏れがあると、怒られるのは子ども。大人は謝らないし、新人は自分の失敗を隠そうとする。そういう理不尽なことをゴックンと飲み込んできたので、多少のことでは傷つかなくなりました。

ただ、職員さんには職員さんの人生があって、施設の子たちに100%捧げているわけじゃない。いま思うと、彼らは何時間も残業していました。私だったら、家に帰りたし、プライベートも大事にしたい。でも、その時はわからなかったから、「どうせ帰るんだろう」「どうせ逃げるくせに！」と責めていました。ひどいことを言ってしまったなと思います。

みんなに助けをもらいながら

高校卒業後は県外のバス会社に就職して、バスガイドになりました。バスガイドの仕事は朝がとても早いので、寮に入れるんです。

施設を出るとき、喜びは一切なかったですね。むしろ、「待って、待って、まだ出ていきたくない！」という気持ちでいっぱいでした。だから、なかなか荷物整理をしなかったし、あえて大事な物を少し残したんです。戻ってくる口実になると思って。捨てられてしまいましたけど。

お別れ会では、「これから、しっかりと生きていきます」とスピーチしました。でも、親のいない18歳が1人で生きていけるはずがありません。だから、「何かあったら戻ってきなさいよ」と言ってほしかった。でも、その施設では、いったん出た子が戻ってくると、「出戻り」と言って白い目で見られるんです。施設は、立派にならないと帰れない場所でした。

だから、施設の子は困ったときに誰かに相談するという発想がありません。身動きがとれない状態になって初めて相談できるので、「なんでもっと早く言わなかったの?」と聞かれると、つらいです。

私の場合、就職して1年たらずに挫折しました。理由は、夜眠れなかったから。私、小学生のころから不眠症なん

です。それに加えて、自立のプレッシャーが重くのしかかってきて、「ここを出たら、行くところがない」「病気には絶対になれない」と思うと、心配で熟睡できず、仕事ができなくなってバス会社をやめました。それで、「星の家」を始めていた星先生に電話したんです。星先生は、私が小学2年のときに1年間だけ担当だった石川浩子さんに連絡してくれて、私は石川さんのアパートに居候することになりました。

石川さんちは、私にとって初めての家庭であり、居場所でした。一緒に買い物に行くのが楽しかったし、洋服の試着をしていると、母子に見られるんです。石川さんは面倒見がすごくよくて、食事の支度も洗濯も何でもやってくれました。居心地が良すぎて6~7年いましたが、「このままじゃいけない」と思い、1人暮らしを始めました。1人になっても、「自分には石川さんがいる」という安心感がありましたね。

1人暮らしを2年して、7年近く付き合った男性と結婚したのですが、婚姻届を出すときに問題でした。私、戸籍謄本をとるための情報がなかったんです。私の記録は、その施設が廃止になるときに破棄されていました。それを知ったときはショックでした。音信不通になっていたわけではないので、「言ってよー!」と思いました。本籍地であろう市役所に電話をしたとき、「自分の親のことを何も知らないのは、おかしいでしょう」と言われましたが、いろいろな事情があることを知ってほしいです。

結婚後は、世の奥様方と同じようにしなくてはと思い、すごく頑張りました。でも、「おうちって何だろう?」「夫婦って何だろう?」と考えすぎて、頭が破裂しそうになったんです。いまは「うちはうち」と思えるようになりましたが、友だちの家に遊びに行くと、幼い子がいるのに掃除が行き届いていて、料理も上手なので、自分と比べてへこむことがあります。

自分の人生を肯定できるようになったのは、結婚して、「だいじ家」の活動を始めてからです。「代表に」と言われたときは、お調子者なので「私で良ければ」と引き受けました。

私の場合、施設には入ったけれど、親に虐待されたわけでもなく、3歳から18歳まで同じ場所で生活できて、飢えることもなかった。転々としてしまう子どもたちもいるなか、ラッキーでした。施設を出ても、親じゃない人たちが支えてくれて、ホームレスにも風俗嬢にもならず、楽しく生きています。施設で一緒だった人たちのことを考えると、そんな自分を後ろめたく思うこともあって、複雑ですね。

石川さんがファミリーホーム「はなの家」を開設してからは、スタッフとしてお手伝いしています。まだ3年ですが、要保護児童のお世話は長く続けたもの勝ちだと思うので、長く続けたいです。

※石川浩子さんと「はなの家」については、107号で紹介しています。

私の 養育体験

ふじい やすひろ たまみ
藤井 康弘さん 珠美さん
(東京都小平市)



▲(右から) 藤井康弘さん、珠美さん

支援を必要とする子どもたちがいるから

厚生労働省の管理職になって以降、福祉畑を長く歩いてきた藤井康弘さんは、里親制度を主管する家庭福祉課長だった2007(平成19)年、妻の珠美さんと里親登録をします。以来、10人以上の子どもたちに関わってきました。今年6月、藤井さんが早期退職なさったのを機に、ご夫妻にお話を伺いました。

(村田和木/ライター)

私たちにもできることがあれば

珠美さん：息子が3人いるので、「なぜ里親に?」とよく聞かれるのですが、きっかけは主人です。

当時、熊本市の慈恵病院に「こうのとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)が設置されたこともあり、幼い子どもたちの虐待死が報道されていました。家庭福祉課長だった主人は全国の児童養護施設や乳児院を視察し、ひどい状況で保護された子どもたちのことを知ってショックを受けていました。「実際は、ニュースで報道されるよりずっとひどいんだよ」と、家で泣きながら話をしてくれたこともありました。

康弘さん：そんなこともあったかな……。確かに私は、家では意識的に仕事の話をしていましたけど。

珠美さん：支援が必要な子どもたちの話をいろいろ聞いて、傲慢にも「その中の1人でも幸せにできれば」と思ってしまいました。養育里親のことは全然知らなかったのですが、主人が「こういう制度があるよ」と教えてくれたんです。

康弘さん：妻は、三男が小学校に上がってからホームヘルパー(訪問介護員)を始め、当時はファミリーサポートの提供会員をしていました。国の担当課長としては、子育てを終えた専業主婦の社会貢献のひとつとして里親はどうか? という気持ちはありましたね。半面、里親をするのはなかなか大変やで、と。

珠美さん：主人は、里親をするのはそんなに簡単なことじゃないよと、私に伝えたかった。でも、私にはわがままなところがあって、自分の意思は通したいんです(笑)。それに主人は、息子たちの子育てにはほとんど関わっていませんでした。

康弘さん：管理職になる前は本当に忙しくて、省内に泊まりこむこともよくありました。

珠美さん：夜中に帰宅する主人を待ち構えて、思い切り文句を言ったこともあります。主人は私の話をじっと聞いて、「ごめんね、何もしてあげられなくて。ありがとう」と言いました。

康弘さん：そう言わなかったら、離婚されていたと思います(笑)。

珠美さん：主人は、里子たちの養育には積極的に関わっています。

康弘さん：以前よりも時間ができた6年前からは、家事も分担していて、風呂掃除と掃除機かけは私の仕事です。

初めて委託された子は難しかった

康弘さん：里親登録をして、数カ月で最初の子どもの打診がありました。夏から交流を始めて、委託になったのが翌年の春でしたから、結構長期間の交流になりました。

珠美さん：その子が暮らしている施設では当時里親委託の経験がまだなく、私たちも登録したばかりで、お互い手探りの状態でした。

康弘さん：交流を始めて、もちろんいろいろ課題がある子どもだということはわかりましたが、何か大きな問題が起こったわけでもなく、当初の予定通りの時期に委託を受けました。

珠美さん：でも実際に我が家へ来ると、環境の激変もあって、大変なことになりました。今なら、いわゆる「確かめ行動」として、少し引いて見ることもできるのかも

れませんが、最初の受託だった当時は受け止めきれず、結局4カ月ほどで施設にお返しすることになってしまいました。

康弘さん：私も、多くの「社会的養護の子ども」はこういう言動になる、ということはわかってはいたのですが、いざ自分の家庭で受け止めるとなると、本当に難しいということを感じました。

珠美さん：子どもをお返しした後、すぐに里親担当の専門員が来られました。私が「申し訳ありませんでした」と謝ると、「私は藤井さんが心配なんです。藤井さんが悪いわけではなくて、どうしようもないことなんです」と慰めてくれました。でも、すでに傷ついていた子どもをさらに傷つけてしまったという想いは、今も強いんですね。あの子のその後を知りたいけれど、知るのが怖いという気持ちも、正直あります。

康弘さん：私も自分を責める気持ちから抜けられません。行政官としては、当時は里親支援機関も未だ存在せず、児童相談所の支援もほとんどなかったし、施設からの子どもに関する情報提供もごく限られていて、里親に対する支援体制という意味では、この経験から多くの課題を見出すこともできますが、そんなことよりも、「自分があのかとき、もっとこうしていたら何とかなったんじゃないか」という気持ちに今も苛まれます。自分のこれまでの人生の中で、最も大きな痛恨の経験です。

我が家でできることを

珠美さん：そんなことがあって、「もう、うちには委託の話は来ないよね……」と思いながら一年がたった頃、母子家庭の男の子を2週間だけ短期で受託しました。それが楽しくこなせて、里親としての意欲を少し取り戻してきたところに、中学を卒業したばかりの男の子の打診を受けました。高校にも受かっていて、我が家から通わせてほしいということでした。私にできるのかな、とまだ逡巡する気持ちはありましたが、思い切って受けることにしました。

康弘さん：この子は、生活習慣にも課題はありましたが、少しこだわりが強いところがありました。でもうちは、実子の長男がえらいこたわる奴で、私たち夫婦は慣れていたんですね。特に珠ちゃん(妻)は、何時間でもつきあえる(笑)。

珠美さん：当時の児童福祉司さんはすごく熱心な方で、子どもと揉めてどうしようもなくなったとき、一時保護所にいったん入れてもらったこともあります。結果として、彼は生活全体を見事に立て直すことができました。

康弘さん：あの児童福祉司さんは本当に熱意があって、

優秀なソーシャルワーカーでした。

珠美さん：いろいろありましたが、彼は推薦で希望の大学に入り、もう大学4年生ですが、何かあれば相談してきますし、今も夏休みや暮れ正月には、うちに帰ってきてくれます。もちろん私たちも大歓迎です。私たち夫婦、実子3人と彼でスキーに行ったこともありますし、すっかり我が家の一員ですね。

康弘さん：その後はひっきりなしに子どもを受託しています。数カ月の短期委託や一時保護委託も多いですが、今は幼稚園の男の子と高校生の女の子を受託しています。

珠美さん：幼稚園に行っている子どもは、乳児院からうちへ来てもう2年半になりますが、その乳児院は里親委託にも熱心で、アフターケアとしての里親支援もしっかりやってくれています。

康弘さん：ユニット化もされているし、私もいい乳児院だと思います。ただ、それでもなお、アタッチメント(愛着)の問題、発達上の様々な課題など、乳児院での養育の限界も、日々強く感じています。私は、国の政策担当者として「家庭養護」の推進の旗を振っていたわけですが、その本当の必要性を、身をもって経験しているところです。でも、課題が多い分、子どもがそれをクリアしたときの里親の喜びって本当に大きいんですね。昨年の運動会で、クラスのみなどと一緒にお遊戯をしっかりと踊れたのですが、それを思い出すだけで涙が出てきます。

珠美さん：あと、東京都には「フレンドホーム」という制度があります。施設の子どもたちを週末や夏休みにボランティアとして家庭に受け入れる仕組みですが、うちは2組のきょうだいと交流しています。

康弘さん：ですから、うちのGWや夏休み、暮れ正月は人数が多くなって、寝る場所に困ります(笑)。でも、こういうかたちの大家族も、賑やかで笑いがたえなくて、いいものです。

珠美さん：施設の職員も里親も、社会的養護を必要とする子どもたちと日々向かい合っていますので、通じ合うものがあると思います。主人はよく「チームによる子育て」と言うのですが、施設の方々にも助けてもらったり、アドバイスをいただいたりしながら、施設と里親、児童相談所が協力して子育てができればいいなと思います。

康弘さん：妻は、東京養育家庭の会つくし小平支部の副支部長として、里親会の活動をしています。私のほうは厚労省での経験も活かして、退官した後も、社会的養護の現場の皆さんと連携しながら、少しでも子どもたちのために何かできれば、と思っています。社会的養護は夫婦共通のライフワークですね。

里親制度の運用 ここがフシギ③

里親制度は国が定めて、都道府県（市）が運用をしています。そのため、都道府県（市）で異なった運用をしているものが多くみられます。インターネットが活発に利用される時代になって、都道府県（市）を超えた情報交換をしていると、その違いの多さ、大きさに驚くことがあります。社会的養護下に置かれた子どもたちが、たまたまその地域に住んでいるというだけで不利な状態になっているとしたら、とても理不尽なことといわなければなりません。そこで、「私の地域ではどうしてこんなルールになっているの?」という情報を紹介していきたいと思います。（木ノ内博道）

意見 私の住んでいる地域では委託里親への措置費の明細がありません。そのため総額はわかるのですが、どんな性格のお金がいくらなのか分かりません。里親が請求しなければ出ないものもあるので改善してほしいと思っています。

コメント 里親に対する措置費の明細がないお話はよく耳にします。年度当初にきちんと説明がなされるべきでしょうし、毎月の振り込み時にも明細が付くべきです。最近は里親が一時保護の子どもを預かるケースも増えていますが、十分な説明がなされていないケースがあるようです。

各地域の里親会に実態を聞きましたので、次ページに表にしてお知らせします。

意見 私の住んでいる地域の幼稚園では、子どもの写真を撮っていかどうか、保護者にアンケート用紙が送られてきます。里親には子どもに関する守秘義務が課せられているので、写真は撮らないでほしいと答えました。ところが今日、幼稚園の運動会で、子どもが幼稚園から泣いて帰ってきました。みんなで写真を撮るときに幼稚園の職員が「あなたは写真に写ってはだめ」と仲間外れにされた、ということです。残念な気持ちになりました。

コメント 子どもの写真についてのトラブルは非常に多いと思います。多くの場合は、里親が委託された喜びから思わず子どもの写真をSNSにアップした、というものです。そのトラブルが発展して措置解除になったケースもあります。

最近はネット上で、顔検索技術によって同一人物を検索することが簡単にできますから、虐待児などが実親に見つかってしまうこともあり得ます。幼稚園などで、里親が気をつけても別の親御さんが写真をSNSにアップしてしまうこともあるでしょう。難しい時代になったと思います。

さらに、スーパーなどで子どもが万引きをして捕まると、その子どもの顔をコンピュータに覚えさせ、別の日

に行ってもガードマンが寄ってきたり、流れている音楽が変わることがあるということです。同じスーパーならともかく、他店に行ってもそのような対応があるとなると長期にわたって非常に肩身の狭い思いをしなければなりません。

写真技術の発展、普及が難しい問題を引き起こしている、ということを理解しておきたいものです。

意見 家庭再統合となり、子どもが我が家から措置解除になりました。児童相談所からはもう一切連絡は取らないでほしいといわれ、寂しい思いをしていました。ところが子どもから我が家に電話がありました。何を聞いても「うん、うん」としかいいません。実子とも電話を替わりましたが、やはり「うん、うん」とだけだったそうです。そのうち「ママが帰ってくるから」と電話は切られました。それにしてもどうやって我が家の電話番号を覚えていたのか分かりません。

コメント さまざまな事情で里親のもとから子どもが措置変更、措置解除されますが、多くの場合、児童相談所はその後子どもとは連絡を取らないように里親に伝えられます。

しかし、今回の改正児童福祉法でも、家庭再統合については児童相談所の職員とともに協力をするように書かれています。ですから、なにか決まりがあってコンタクトを取らないように、といっているようではなさそうです。きっとその後のケースマネジメントがやりづらくなるからでしょう。

望ましいのは、その子どもに関わった人たちがいつまでもつながり、チーム養育のような形になることでしょう。

「里親制度の運用 ここがフシギ」では、地域によって運用が異なり不利益を受けている里親家庭の現状をお知らせしていきたいと思っています。全国里親会「里親だより」編集係まで手紙、メールでお知らせください。なお、紙面の都合上、すべて紹介できるとは限りません。

措置費の通知など

都道府県・市	措置費 (年度当初の通知)	措置費明細	請求の必要な 科目の説明	一時委託費 (年度当初の通知)	一助保護の明細	コメント
北海道	通知がある	通知がある	通知がある	口頭で説明	口頭で説明	—
青森県						
岩手県	通知がある	年に1度まとめて	通知がある	知らされていない	通知がある	—
宮城県						
秋田県	—	—	口頭で説明	実績なし	知らされていない	委託時にハンドブックを用いて説明をする
山形県	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	事例なし	—
福島県	通知がある	知らされていない	通知がある	通知がある	口頭で説明	—
茨城県	通知がある	通知がある	口頭で説明	口頭で説明	通知がある・口頭で説明	—
栃木県	通知がある	通知がある	委託時に説明する	委託時に口頭で説明する	通知がある	—
群馬県	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	通知がある	—
埼玉県	通知がある	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	—
千葉県	通知がある	通知がある・ 口頭で説明	通知がある・ 口頭で説明	通知がある・口頭で説明。 知らされていない	通知がある・口頭で説明	児童相談所によって対応が異なる
東京都	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	通知がある	—
神奈川県						
新潟県	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	通知がある	—
富山県	通知がある	通知がある	通知がある・ 口頭で説明	知らされていない	通知がある	明細は知らされていない
石川県	口頭で説明	口頭で説明	口頭で説明	知らされていない	通知がある	里親から依頼があったときには明細を出して もらっている
福井県	通知がある	通知がある	口頭で説明	委託実績なし	委託実績なし	—
山梨県	通知がある	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	—
長野県	通知がある	通知がある・ 里親が毎月請求する	通知がある	通知がある・ 知らされていない	通知がある・ 知らされていない	地域によって異なる
岐阜県	—	通知がある	通知がある	—	通知がある	—
静岡県	通知がある	通知がある・ 年度末に送付	通知がある	改定時に通知がある	通知がある・口頭で説明	地域によって対応が異なる
愛知県						
三重県	通知がある	知らされていない	通知がある	口頭で説明	口頭で説明	—
滋賀県						
京都府	知らされていない	口頭で説明	通知がある	知らされていない	通知がある	—
大阪府	知らされていない	通知がある	口頭で説明	知らされていない	知らされていない	—
兵庫県	通知がある	通知がある・ 口頭で説明	通知がある・ 請求用紙を送ってくる	通知がある・口頭で説明	通知がある・口頭で説明	地区によって対応が異なる
奈良県	通知がある	3か月ごとの通知	通知がある	その都度通知がある	通知がある	—
和歌山県	改正があれば通知	通知がある	委託時に通知	委託時に説明	通知がある	—
鳥取県	改正があれば通知	里親の措置費請求	口頭で説明	単価が変わるとき	通知がある	里親が措置費請求事務を行っている
島根県	—	通知がある	通知がある	知らされていない	—	委託時に通知はあるが金額のみ通知
岡山県	通知がある	通知がある	委託時に通知	知らされていない	通知がある	高校に関わる費用は少なすぎる
広島県	口頭で説明	知らされていない	通知がある	知らされていない	通知がある	—
山口県						
徳島県	知らされていない	知らされていない	知らされていない	実績なし	実績なし	—
香川県	通知がある	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	—
愛媛県	変更時に口頭で	知らされていない	口頭で説明	知らされていない	通知がある	年度当初や毎月の通知、明細を書面で知らせ てほしい
高知県	改正時に通知	通知がある	口頭で説明	契約時に書面で	知らされていない	—
福岡県	—	口頭で説明	口頭で説明	—	口頭で説明	—
佐賀県	口頭で説明	口頭で説明	口頭で説明	実績なし	実績なし	—
長崎県						
熊本県	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	知らされていない	一時保護のケースがほとんどない
大分県						
宮崎県	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	高校生の生活費補助を増やしてほしい
鹿児島県	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	通知がある	措置費内容について具体的に説明してほしい
沖縄県	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	—
札幌市	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	—
仙台市	通知がある	通知がある	口頭で説明	知らされていない	通知がある	—
さいたま市	通知がある	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	—
千葉市						
横浜市	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	通知がある	一時保護費は解除時の月末に内訳書が届く
川崎市	通知がある	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	措置費と一時保護費の支払元が違っているため わかりづらい
相模原市						
静岡市	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	知らされていない	—
浜松市						
名古屋市	口頭で説明	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	—
京都市						
大阪市	通知がある	通知がある	通知がある	知らされていない	通知がある	一時保護について通知があればよい
堺市						
神戸市	口頭で説明	口頭で説明	口頭で説明	知らされていない	口頭で説明	—
岡山市						
広島市	通知がある	通知がある	通知がある	把握していない	把握していない	—
北九州市	通知がある	通知がある	通知がある	口頭で説明	通知がある	—
福岡市						
横須賀市	—	通知がある	口頭で説明	個別にある	通知がある	—

●全国里親会関連

「全国里親会中長期ビジョンに関する報告書」を発行

昨年度、全国里親会中長期ビジョン策定検討委員会が設置され、有識者による検討が行われてきましたが、このほど報告書がまとまりました。発行部数に限りがあり、各里親会にのみ送付しました。今後「中長期計画推進委員会」は、あり方全般にわたって検討していくこととしています。

第1回理事会の開催

6月2日（土）、平成28年度第1回定例理事会が都内で開催されました。主な議題は「平成27年度事業報告及び収支決算案に関すること」、「定款第28条に基づく業務改善特別委員会の設置に関すること」、「里親賠償責任保険の業務に関すること」です。いずれも原案通り可決されました。

運営委員会を開催

6月21日（火）、運営委員会が開催されました。主な内容は次のとおりです。

- ①リーダー研修会（里親会役員等リーダーと里親支援専門相談員等支援者をペアとする実践型のワークショップ研修）は2年間の結果を「里親支援ノート」にまとめ、各里親会に参考として配布した。
- ②東日本大震災の被災児童を養育している年金受給の親族里親に対し、地区里親会他の調査・意見をもとに被災県（3県1市）の児童相談所から対象親族里親34世帯に各50万円（計1700万円）を支給した。

また、大規模災害に指定された災害支援として、熊本地震で被災した里親家庭に見舞金として、自宅に住めない被災2件に各10万円、その他家屋の被害11件に各2万円をお渡しした。

- ③女性リーダーセミナーの開催の予定
 - ・西日本 9月3～4日、福岡県春日市クローバプラザにて。
 - ・東日本 来年1月28～29日、アワーズイン阪急（東京大井町）にて。
- ④女性会長＆リーダー会議
全国里親大会にあわせ前日の11月11日茨城県水戸市で開催予定。
- ⑤東日本ユースの集い——東日本ユースの集い実行

委員会が実施者となり、8月20日～21日、飯田橋ユースホテル、お台場公園で開催。

定時評議員会、臨時理事会を開催

6月22日（水）、評議員会と理事会が都内で開催されました。評議員会では、平成27年度事業報告・収支決算が承認され、任期満了に伴う理事の選任が行われました。

なお、評議員は次のとおりです。田中貞美、ト蔵康行、前田誠一、西畑宏子、花谷勝夫、延藤好英、西本雅生、引田正信、今田義夫（敬称略）。

また評議員会の後に開催された定時理事会では、評議員会で新しく選出された理事による臨時理事会が開催され、会長、副会長を選定し次のように新しい執行体制が決まりました。

会長：星野崇、副会長：辻晃・木ノ内博道、理事：太田正一・高橋忠美・小田切則雄・柴田寿子・福谷則枝・藤本忠嗣・赤木睦男・吉田隆三、監事：加藤勝彦・大内善一（敬称略）

また、理事会では、元日本政策投資銀行監事の小林茂氏を特別顧問に委嘱し、小林氏を委員長とした「業務改善特別委員会」を設置し、全国里親会の業務全般について整備点検することとなりました。

さらに、中長期計画推進委員会の設置については、前理事会において承認されていましたが、座長に小田切則雄理事を選任し、委員は座長に一任することになりました。

国から全国里親会に勧告

これまで内閣府から全国里親会に対して平成24年度からの事業報告の確認や立入検査が行われてきましたが、事業運営上に問題があるとして7月22日、内閣総理大臣名で勧告書が出されました。

勧告の内容は、①事業報告の修正依頼に的確な回答がなく必要な修正を行っていない、②監査報告書に監事の署名がなかった、③役員や評議員の変更手続きが行われていなかった、④里親賠償責任保険が財産目録に記載されていなかった、⑤各種業務や契約が行政庁に無断で開始され必要な変更認定申請を行わなかった、というものです。

8月末日までに回答が求められています。8月初めに臨時の理事会を開催し、今年度から設置された業務改善特別委員会も開催して全力で対応にあたっていく予定です。

●厚生労働省関連の動き

検討会開催などの動き

厚生労働省は改正児童福祉法を受けて、検討会やワーキングチームを発足させて具体的な取り組みを始めています。

1つは「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会」。そして「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」などもスタートさせています。

厚生労働省家庭福祉課と意見交換会

7月4日（月）、厚生労働省家庭福祉課と社会的養護関係団体で改正児童福祉法についての意見交換会がもたれました。主として18歳以後の自立支援のあり方について。

●全国里親会以外の動き

日本フォスターケア研究会（JaFCA）の動向

社会的養護の研究を実践に生かしていこうと発足した日本フォスターケア研究会。理事会が開催され新理事長に小田切則雄氏が、また副会長には矢作由美子氏（敬愛大学）、岩朝しのぶ氏（NPO日本こども支援協会）が選任されました。12月18日（日）、日本女子大学で研究大会を予定しています。

子どもの家庭養育推進官民協議会の動き

官民が連携して家庭養育を推進していこうと今年4月に発足した「子どもの家庭養育推進官民協議会」では、研修会を7月28日（木）、日本財団で開催しました。行政から厚生労働省家庭福祉課長の川鍋慎一氏が改正児童福祉法について説明。それを受けて上鹿渡和宏氏（長野大学准教授）が「改正児童福祉法の示すところを実現するために」と題して講演、その後、パネルディスカッション、分科会があり盛会のうちに幕を閉じました。

新たにホームページを開設しました。

▶ <http://kateiyoiku.com>

養子縁組前の育休レポート

—あるパパさんの場合

特別養子縁組を希望するあるパパさん（39歳）が監護期間中に育休を取得して子育てをしていると聞いて会いに行きました。このパパさんはある大手電機メーカーに勤務。養子縁組を前提とした監護期間の育休を、会社に受理してもらったとのこと。生後8カ月の時に女の子を乳児院から預かって養育中。育休を取得して養育をしている事例はまだ少ないので、困ったことなどを伺いました。

その1つは手続き上のこと。児童相談所は、外泊を含めて里親子の交流を実施して、関係が良好であることを確認したのち措置を決定する。そのため、子どもが家で暮らし始めて1カ月以上経過した後で、児相による書類上の委託手続きがなされる。しかし会社や職安は委託の確認がなければ育休を許可できない。そうしたことから最初の2カ月は有給休暇で対処するしかなかった、といいます。

2つ目は、監護期間の始まりについてそれぞれ認識が異なることで困ったとのこと。児童相談所は措置が決まった日から。職安は、裁判所に申し立てを行ったときから。この認識の違いにより、現在、育児休業給付金の支給が一旦保留されてしまっているとのこと。

3つ目は、役所に行って保育園の入園不承諾通知をもらって待機児童扱いが証明されない、1歳になった後は職安からの育児休業給付金を打ち切られてしまう、ということ。特別養子縁組の場合の育休は、一緒に子どもと過ごすことそのものが大事なので、1歳になるまでといった年齢によって期限を設定するのではなく、「子どもが家に来てから1年間」などの形で期限を設定するよう、制度を見直して欲しいとパパさんはいいます。

社会的養護の一環として特別養子縁組を増やしていこうと、現在制度整備がなされている段階にあるので、行政はこうした当事者の意見に耳を傾けてほしいものです。（木ノ内博道）

● おすすめの本 ●

おおきな木

シエル・シルヴァスタイン作 村上春樹訳 2010年発行 (株)あすなる書房 定価:1,200円+税



森に一本のりんごの木がありました。その木は、一人の少年のことが大好きでした。少年もその木が大好きで、木登りしたり、枝にぶら下がったり、かくれんぼをしたり、疲れると木蔭で眠りました。木は幸せでした。

時がたち、少年は大きくなり、木が独りぼっちのことが多くなりました。ある日、少年が来たので、木は遊ぼうと言いますが、少年がほしいのは、お金でした。そこで木は、りんごを町で売ればお金になると教えました。少年は、りんごを集め運んで行きました。木はそれで幸せでした。

そのあと長い間、少年は姿をみせませんでした。ある日、大人になった少年がやって来ました。木は喜んで、木で遊んで幸せになるよう勧めましたが、少年がほしかったのは、家族と住む家でした。そこで木は、自分の

枝を切り、家を造り幸せになるよう提案しました。少年はその通り実行し木は幸せでした。

そのあと長い間、少年は姿をみせませんでした。少年が戻ると木は心から幸せでした。楽しく遊ぼうと勧めましたが、少年が今度望んだのは船でした。木は、自分の幹を切り船を造り、それに乗り幸せになるよう提案しました。少年は幹を切り倒し船を造り、旅立ちました。木は幸せになったのでしょうか。

時が流れ、高齢となった少年が戻って来ました。木は、少年にあげられるものがないと詫言いましたが、少年は、腰をおろして休める場所があればと言います。木は、古い切り株なら腰をおろして休むにはぴったりと自分を差し出し、幸せでした。

原題はTHE GIVING TREE「与える木」です。

子どものいない夫婦のための養子縁組ガイド 制度の仕組みから真実告知まで

吉田奈穂子著 2015年発行 (株)明石書店 252ページ 定価:1,800円+税



子どものいない夫婦のための、養子縁組ガイドブックです。先ず、養親になることを検討する人は、次の3点を知っておく必要があると始めています。

①養子縁組を前提に子どもを迎える方法は、児童相談所から、あっせん民間機関からの2方法がある。②民間機関には、養親の条件として里親登録を求めている場合がある。③子どもを迎えた後、家庭裁判所に養子縁組の申し立てをする。

こうした前提に立ち、著者の体験も交え、不妊治療から養親に至るまでの気持ちの変化、制度や仕組み、情報の見極め方など、丁寧に紹介しています。

著者は、子どもは簡単に授かるものと思い込んでいたので、簡単ではないとわかった時に驚いたと告白しています。不妊治療を行い、治療を続けましたが、治療で妊娠するのが難しいことを実感。そして子育てしたいなら里親になるのが現実的と思うようになったのでした。

インターネットを通じた情報収集を行い、児童相談所と民間機関の違いも徐々に分かってきます。

養子縁組希望者が検討すべき事項や課題を挙げ、心構えや事前に考えておく必要も説いていますが、子育ては、家族の時間と歴史が自然に強い絆をつくってくれているとの実感が語られています。

体験談、コラム、特別寄稿を随所に織り交ぜ、多くの経験を学ぶことができます。

子どもを迎え、養親になって思うこととして、さまざまなサポートと共に、児童相談所、養子縁組あっせんしている民間機関がそれぞれ持ち合わせる得意分野をフルに生かして、手を組んでいけば、タイミングを逃さず、子どもにとっての最善の利益が実現できるのではないかと、結んでいます。

加藤 勝彦

編集後記 ●「大きな木」は「与える木」で、少年に与え続けています。与えて与えて、それで幸せです。あなたは、与え続けて幸せですか。(加藤) ●参院選挙で忙しいなか塩崎大臣に原稿をいただいた。法改正には私も少ししかわかったが、いつも熱心な塩崎大臣の姿があった。(木ノ内) ●里親家庭の取材を始めた10数年前、「子どもは家庭で育つようにできている」と痛感しました。その想いは今も変わっていません。(村田)

里親だより 第109号 発行日 平成28年8月26日 発行:公益財団法人 全国里親会 発行人:星野 崇
編集人:木ノ内 博道 編集委員:加藤 勝彦・村田 和木 印刷所:株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp